

【新型コロナウイルスの感染対策について】

(一問目)

新型コロナウイルスの感染対策について伺います。新型コロナウイルスの感染防止には、ワクチンの接種と共に、手洗いや手消毒、換気の徹底、マスクの着用、人との接触抑制など個々人の感染対策が重要だとされています。そこで、重要な情報となるのが、感染経路ではないでしょうか。どこで、誰から、どのようなことをして感染することが多いのかという傾向が分かれば、個々人の対策に役立つと考えます。まずは、現状の情報提供の方法や内容について、その目的や意義をどのように考えておられるのか、教えて下さい。また、可能な限り、感染経路や感染状況を情報提供することについて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

情報の公表の目的については、国が示す基本方針において、「感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために公表する」とあります。加えて、基本方針では、「なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように個人情報保護に留意しなければならない。」と示されています。

感染情報を詳細に公表すること～どこで、誰から、どのようなことをして感染するか～については、メリットとデメリットがあると考えています。

メリットとしては、具体的な事例が分かり、イメージがしやすく、そのような場面では注意をしようという意識が芽生えることです。

デメリットとしては、風評被害が発生してしまうことと、公表されていない場所であれば大丈夫と考えてしまう点です。

このようなメリット、デメリットを考慮し、公表内容を考える必要があります。

第5波が続いている現在、市中でまん延している感染状況であり、どこで誰から感染したのか感染経路が不明な方は3分の2はおられる状況です。

このことから、感染経路など詳細な情報提供をすることの意味は少ないと考えています。むしろ、全ての人々が感染したり、感染させる可能性があるという意識をもって対策をする必要があると考えています。

(二問目)

「全ての人々が感染したり、感染させる可能性があるという意識をもって対策をする必要がある」とのことですが、具体的にどのような対策を考えておられるのか、教えて下さい。若年層の感染が増加しているとか、10歳未満の子どもたちにも感染が広がっているといった情報を受けても、どこで、どのようなことをして感染するケースが多いという情報が無ければ、具体的な対策を講じることは難しいと思います。また、若年層といっても、生活スタイルも、世帯状況も異なる訳で、年齢別や状況別に、もう少し詳細な感染状況を示せないでしょうか。例えば、社会人や学生であれば職場内や学内での感染が多いのか、それとも通勤、通学中の感染が多いのか、または休日などに外出先での感染が多いのか、もしくは同居家族からの感染が多いのか、分かる範囲で教えて下さい。同様に、

小中学生や高校生の感染は、学校内での感染が多いのか、同居家族からが多いのか、それとも、習い事等その他の場所での感染が多いのか、分かる範囲で教えてください。

<答弁>

具体的には、3密の回避～特にしっかり換気することとマスクの着用～できれば不織布のマスクを隙間なくきっちり装着すること、手洗いや消毒の徹底です。

どのような場所で感染しているのかといいますと、様々な場所になります。疫学調査における印象としては、大学生や社会人は友人や職場内で、乳幼児ではこども園や家庭内、小中学校・高校の児童生徒では、習い事やクラブ活動などにおける感染が多いと感じています。

大阪府のまとめによりますと、第5波における陽性者のエピソードとしては、旅行～観光やドライブ、キャンプなど～が一番多く、次いで大型商業施設での勤務、出張、親せきの集まりと続いています。特徴としては、これまで見られなかった大型商業施設のような感染防止対策を講じている場所において、3密のいずれかに該当するケースでの感染が確認されているということです。

商業施設以外でも感染対策を講じていたが感染が拡大した事例として、職場内では、仕事中はマスクを着用し、換気を実施していたが、職員の休憩室が狭かった、車に同乗した、食事・休憩中にマスクなしの会話をしたなどがあります。

同じく、部活動では、活動中に接触していた、更衣室が狭かった、更衣室での会話があげられています。

(三問目)

感染経路を公表するデメリットとして、風評被害の恐れを指摘されましたが、今のご答弁で、どのような風評被害が生じると考えておられるのでしょうか。また、小中学生については、習い事やクラブ活動などでの感染が多いとのことでした。2学期がスタートして約1か月が経過しましたが、学校内において、クラブ活動以外での感染はあまり増えていないとの認識でよろしいでしょうか。学校内での感染を不安視される保護者などから、夏休みの延長や臨時休校、分散登校などのご意見や要望を少なからず頂きましたが、実際の学校内での感染状況と併せて、そういったご不安や懸念の声に対する見解をお聞かせ下さい。加えて、子どもたちの感染経路でみると、今でも家庭内、つまり家族からの感染が多いのか、また、子どもから親や家族への感染はどの程度、増加しているのか、把握している範囲で、教えてください。

<答弁>

具体的な風評被害としては、〇〇学校の子どもが公園で遊んでいるが大丈夫か？ 〇〇地域には近づきたくない、〇〇の店には行きたくない、などです。

学校生活における感染は、クラブ活動以外の場面でも発生していると考えられます。人が集まる場面での感染リスクは、0にすることは難しいですが、できうる限りの感染対策を行い、学びの保障をしていく必要があると考えています。

大阪府のまとめでは、10歳未満の就学時の感染経路で一番多いのは、家庭内感染で

約 44%です。次いでリンクレス=感染経路不明で約 36%です。第 5 波では、リンクレスが増えている状況です。子どもから親や家族への感染がどの程度増加しているかについてのデータはありません。

(四問目)

昨年度から今年度にかけて、希望する65歳以上の高齢者に対して1回限り無料で PCR 検査を受けられる事業を実施されました。あらためて、昨年度と今年度の結果について、利用者数と陽性者数を、当初の見込み件数と併せて教えて下さい。また、結果を踏まえ、この事業の評価や総括を教えてください。

<答弁>

昨年度の申込見込み数は 7,000 件、実際の検査数は 2,661 件、うち陽性者は 0 人でした。今年度の申込見込み数は 10,500 件、実際の検査数は 1,490 件、うち陽性者は 4 人でした。評価総括としては、申し込み理由の約 75%が、外出して人と接する機会があるや、疾患を持っているなどとなっており、このことから本制度が、高齢者へのワクチン接種が本格化するまでの間、高齢者の感染に対する不安を解消する役割を担ったと考えています。

(五問目)

今回の事業の効果について、結果を踏まえて、健康医療部としては、どのように考えておられるのか、あらためて見解をお聞かせ下さい。また、感染対策は、感情的や感覚的に行うのではなく、出来る限り、根拠やデータ、エビデンスに基づいて、行われるべきと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

陽性となった4人の状況ですが2人は、検査をした時点で、すでに感染可能期間(=人にうつしてしまう期間、発症の2日前から発症後7~10 日程度)は終了しており、症状もないため療養終了となりました。1人は、発症から9日目であり、1 日間、自宅で療養していただきました。もう 1 人は少し咳が続いていたので、2泊3日の宿泊療養をしていただきました。

この事業は、無症状の人を対象としています。この事業で陽性と判明した 4 人は、陽性となった時点で遡って考えると症状があったという人ばかりでした。結果として本事業は、感染拡大防止に寄与したとは言えないと思っています。検査をするタイミングとしては、わずかでも症状がある時や、体調が少しでもすぐれないような状態の時に受けていただくことが、意義があると考えています。以上の見解はありますが、この事業は、検査を希望した人の不安解消の役割を担ったのではないかと考えています。

感染対策を含む公衆衛生は、根拠やエビデンスに基づいた取り組みを推進していくことがベストであると考えていますが、災害級の感染症が発生している現状においては、その時点における様々な状況から総合的に判断し、市民の不安を解消していく必要もあると

考えています。

(意見・要望)

ワクチン接種で感染リスクや重症化リスクが軽減されても、感染対策の重要性や必要性が低下するわけではありません。その上、国では、ワクチン接種が進むことを条件に、行動制限や自粛要請の緩和が検討されているようですが、そうなれば、より一層、明確かつ具体的な感染対策を示すべきと考えます。学校名や地域名、店名など固有名詞の公表を求めている訳ではなく、感染の傾向を求めている訳で、風評被害は起こらないと考えます。是非、詳しい感染経路の公表による感染対策の明確化や具体化を図り、市民一人ひとりが可能な限り明確な感染対策を講じることができるようになって頂きたいと強く要望しておきます。加えて、感染対策は、感情的や感覚的な施策ではなく、データやエビデンスに基づき、医学的に根拠のある施策を講じるべきとあらためて意見しておきます。

【放課後子どもクラブにおける長期休業中の昼食提供について】

(一問目)

放課後子どもクラブにおける長期休業中の昼食提供について伺います。今年の夏季休業中、一部の放課後子どもクラブで、昼食の提供がモデル実施されましたが、実施に至った経緯や理由、目的を教えてください。

<答弁>

長期休業中の昼食提供につきましては、これまでから放課後子どもクラブの保護者会などを通じてご要望を頂いており、昼食提供に向けた仕組みづくりについて検討を行っていたところです。このたび、こうした保護者ニーズや子どもたちの栄養バランスへの配慮、決済手段など、放課後子どもクラブにおける昼食提供が実現可能な仕組みが整ったことから、子どもたちが健やかに育つ環境づくりの一環として、モデル的に昼食提供を実施したところです。

(二問目)

実施方法や料金設定など具体的な事業内容を教えてください。

<答弁>

仕組みの構築にあたり、保護者と事業者間で完結し、市の債権管理事務が増えないこと、指導員の負担が最小限で済むこと、の2点を重視しました。具体的には、事業者ネットショップを開設して頂き、保護者がメニューを写真で見ながら注文し、クレジットやコンビニ払いで直接決済を行うしくみとすることで、市が債権管理は行わないこととしました。

また、クラブにおいては配送の受入れと児童への配布、容器の回収のみを行うだけの仕組みとすることで、指導員の負担を最小限と致しました。

(三問目)

事業者の選定方法と、1食あたりの料金の算出方法を教えてください。また、実施された学校とその選択方法及び選択理由も教えてください。

<答弁>

今回はモデル実施ということもあり、学校給食において製造から配送方法や、保護者との直接決済可能なネットショップの開設など、本課の提示条件を満たした事業者にご協力頂きました。一食あたりの料金は、事前に実施した保護者へのWEBアンケート結果を参考にしつつ、児童が喜ぶメニューを実現でき、かつ事業者としても収益が確保できる価格を共に協議し、一食450円に設定しました。実施にあたり、事前に想定できない様々な課題が出てくることは容易に推測されたため、まずは具体的に保護者会から要望が出ておりましたクラブを包含する北部エリアの7校でモデル実施を行いました。

(四問目)

想定されていた利用者数と実際の利用者数を教えて下さい。また、今回の試行実施に係る市の歳出額を教えて下さい。

<答弁>

事前に対象の7校のクラブの保護者に WEB アンケートを実施したところ、約860名の児童中、約半数の443名の児童の保護者より、昼食の提供が開始された場合は注文したい、との意向があったため、400食程度を想定しておりましたが、実際の利用食数は平均で136.8食でしたので、在籍児童数に対する利用率は15.9%です。保護者と事業者の直接決済となるため、市の歳出及び歳入はございません。

(五問目)

7月分のお弁当の注文締め切りが7月9日、8月分の注文締め切りが7月20日と、実際に利用する日よりかなり前に注文をする必要があり、非常に利用がし辛かったのではないかと思います。注文締め切り日の設定に関して市の見解や課題認識をお聞かせ下さい。あわせて決済期日もかなり早いため、急な予定変更によるキャンセルがし辛く、結果的に、利用を躊躇わせる一因になったのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

今回は、ゼロからネットショップの仕組みを作って頂き、ネットからの受注が初めてであったこと、及び食材の仕入れに係るスケジュール上、事業者において現実的なスケジュールが設定されたものです。1か月分を約2週間前に注文する必要がある点については、今後の事業者との調整における検討課題としたいと考えております。

(六問目)

先程の通知文には、注意事項として、クラブが休室となる警報が出た場合でも、お弁当はキャンセルされずにクラブ室まで配送されるので、保護者がクラブ室まで受取りに来るように記載されていました。実際には、そういった事例が発生したのでしょうか。警報が出ていてクラブが休室の中、子どもを自宅においておくにしても、一緒に連れていくにしても、保護者がクラブ室までお弁当を取りに行くことは、かなりの手間と負担、場合によっては危険を伴うと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

これまで、昼食時間の前に警報が発令された事例はございませんでしたが、仮に休室となった場合のお弁当の取り扱いについては、売買契約者である保護者の意向に応じて、廃棄や手渡しなどの対応を行っているところです。今回のモデル実施においては、利便性に対するリスクとして休室になった場合の対応については、保護者さんにご理解頂いた上で、ご判断をお願いしたものです。今後、全校で実施を進めていく中では、休室になった場合の

取り扱いについても検討が必要と考えています。

(七問目)

他にも、モデル実施してみて見えてきた課題やトラブルはなかったのでしょうか。

<答弁>

事業者から、キャンセルの依頼が多数あったこと、締切り後の注文希望対応、ネット注文できないので電話で注文したいとの要望、児童名の欄に保護者名を記載される、などの課題が出ております。

(八問目)

モデル実施をして、課題の検証を行った上で、冬休みからの全校実施を目指すとしていましたが、あらためて、今後の見通しを教えてください。また、全校実施を行った場合に想定されている予算額を教えてください。

<答弁>

モデル実施で得られたノウハウを協力業者と共有すると共に、モデル校以外のクラブ指導員とも、実施評価と課題を共有してまいります。また、利用希望の全体像を把握するため、保護者への事前アンケートを予定しているところです。

なお、昼食提供体制については、引き続き、保護者と事業者間での直接決済を前提としており、現時点においては予算確保の想定はしておりませんが、全市展開を行うことで、より市民サービスの向上につながるものと考えております。

(九問目)

モデル実施については、中学校のデリバリー給食を提供してもらっている事業者に依頼したと伺っていますが、全市展開を行う際の事業者選定は、どのようなスケジュール、どのような手法で行うことを想定されておられるのか、教えてください。

<答弁>

今回のモデル実施にあたっては、長期休業中の給食提供について協力したいとお申し出のあった事業者へ、実証実験のための協力依頼という形を取りました。今後、全市展開を行う場合には、お弁当の宅配を行っている事業者に実施可能か打診し、実施手法について検討してまいりたいと思います。

(十問目)

確認ですが、放課後こどもクラブの昼食は、利用者が用意するという原則は変わらないと

いう認識で良いのか、見解をお聞かせ下さい。そうであれば、先程の答弁で、「昼食提供体制については、保護者と事業者間での直接決済を前提としており、現時点においては、予算確保の想定はしていない」とのことですが、その前提や原則は厳守すべきです。もし、市が財政負担をすることがあっては、放課後こどもクラブを利用していない家庭や子どもたちとの間に不公平が生じると考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ご質問のとおり、放課後こどもクラブの昼食については、保護者にご用意いただくことが原則であり、市が昼食提供の実施主体ではないという考えから、今後も昼食提供のあり方については引き続き、検討してまいります。

(意見・要望)

昼食提供を行う以上、利用しづらい課題については改善して頂きたいとは思いますが、利用者の増加や保護者からの要望等の増加によって、現状でも業務負担の軽減が求められている指導員の方々の負担が増えることだけは絶対に避けるべきと意見しておきます。そのため、この取り組みは、放課後こどもクラブの利用者だけが受けられるサービスであることや、本来はクラブ利用者が昼食を用意することが原則であることを、市はクラブ利用者と認識の共有を徹底しておく必要があると思います。その上で、「この事業は保護者と事業者間での直接決済を前提としており、現時点においては予算確保の想定はしていない」との答弁がありました。この前提や想定は、全校で実施されるようになってからも厳守し、市の業務負担や財政負担が発生することのないようにするべきと意見しておきます。

【We The 15 について】

（一問目）

We The 15 について伺います。これは、共生社会の実現に向けて、「多様性と調和」を掲げ、世界的な運動として、東京2020パラリンピックにあわせて開始されたものです。本市も、パラリンピック開催にあたって、豊中市の火を採火する式典を開催されました。どのような意図、目的で開催され、当日は、市長自らが採火されたそうですが、どのような思いで採火されたのか、率直なお気持ちをお聞かせ下さい。

<答弁>

本市は、「パラリンピックの聖火は、みんなのもの」であるとの国際パラリンピック委員会の理念に賛同し、8月14日に豊中市としての採火式を開催いたしました。市内の障害福祉サービス事業者や障害児童通所支援事業所の皆様など、パラリンピックを応援する多くの方々の火をつなぎながら、最後に私が皆さんの火を集め、「豊中市の火」としてトーチに点火致しました。ご両親とともに参加された車いすの女の子（小学生）は、ずっとスキーや水泳を頑張っているの、将来、自分もパラリンピックに出てみたいと、力強く語ってくれました。東京2020パラリンピックのコンセプトは「Share Your Light あなたは、きっと、誰かの光だ」です。パラリンピアンに憧れる彼女を見ていると、障がいの有無や様々な違いに捉われず、一人ひとりの個性が輝く社会の大切さを思わずにはいられませんでした。採火にあたって私は、改めてお互いの存在を理解し尊重し合う共生社会の実現に向けて、全力で市政運営に取り組む決意を新たにいたしましたところでございます。

（二問目）

We The 15 に対する市の受け止めや見解をお聞かせ下さい。また、この取り組みは、今後10年間で、障がいのある方への差別をなくし、障がいの可視化、インクルージョン、アクセシビリティを公の場で宣伝する世界的な運動として機能することを目的とされていますが、本市としても、この取り組みに関わり、一翼を担う事業を実施や展開することは考えられないか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

We The 15 の目的は「共生社会の実現」であり、これは豊中市第五次障害者長期計画の目指すべき目標像の「互いを認め支え合い、誰もが輝けるまち」と基本理念を共有するものであると認識しております。

今後、We The 15 がどのように展開していくのかは未知数の部分がありますが、本市としては、引き続き障害者の差別解消や啓発活動について、積極的な施策の推進を図っていききたいと考えております。

（三問目）

「障害者の差別解消や啓発活動について、積極的な施策の推進を図っていききたい」との

ご答弁でした。今回のパラリンピックの開催を機に、パラスポーツやパラリンピック選手に興味や関心を持った方も少なくないのではないのでしょうか。その熱を冷めさせることなく、本市の事業に活かすことが重要と考えます。障害者スポーツの推進に向けた取組みについては、先程、他党派の議員に対して答弁がありました。その他にも、例えば、人権政策課や障害福祉課などでパラリンピアンへの講演会や親子向けの講座を開催するなど、共生社会の実現に向けた取組みができないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。また、学校教育においても、例えば、陸上のユニバーサルリレーなどパラリンピック競技を小中学校の体育などで取り入れることはできないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

パラスポーツの市民向けの取組みについてでございますが、本市では、スポーツ推進計画において、施策体系の一つに「全ての市民がスポーツに親しむ機会の充実」を掲げております。その中で、障害者スポーツの推進に向けた取組みとして、毎年、指定管理者において、車いすテニスや車いすバスケットボールなど「障害者スポーツ体験会」を開催し、障害者スポーツの魅力を広く啓発するとともに、障害者と健常者との交流を図る事業を実施しております。その他にも、これまでにブラインドサッカー元日本代表選手による講演会やボッチャの実技研修会なども開催しており、今後とも、こうしたスポーツイベントを通じて、障害者への理解を深め、共生社会の実現に向けた取組みを進めて参ります。

啓発活動の一環として、今年度はパラスポーツを体験するイベント実施を10月に企画しておりましたが、コロナ禍における状況を鑑み、開催を見合わせたところで。今回は実施に至らなかったものの、この取組みを通じて新たなつながりも生まれております。引き続き、スポーツを通じて障害のある人と交流し、障害のある人への理解を深めてもらう機会の提供に努めてまいります。

各小中学校においては、体育の授業あるいは運動会や体育大会などの学校行事、部活動など、教育活動のあらゆる場面において、障害のある子どもが障がいのない子どもとともに、様々な活動を行っております。ユニバーサルリレーということではありませんが、運動会のリレーなどでは、障害のある子どもとともにチームを組んで競技に参加している子どもたちの姿が、多くの学校で見られます。また、人権教育の一環として、障害者アスリートによる講演会やパラスポーツの体験学習を実施している学校もあります。本市では、従来から「ともに学ぶ、ともに育つ」教育に取り組んできており、今後も、その取組の中で、障がい理解教育、インクルーシブ教育の推進に努めてまいります。

(意見・要望)

冒頭で、市長は共生社会の実現に向けて、改めて決意を述べられました。共生社会実現に向け、全庁的な取組みがより一層、展開されることを期待しておきます。私は今回のパラリンピックを娘と観ることが多かったのですが、娘の感性や感覚に良い意味で驚きや気付きを得ることが出来ました。パラリンピックを観ながら、娘は「カッコいい」「すごい」

「どうやったらあんなことが出来るの」といった尊敬や憧れの言葉をたくさん発していました。先程、教育委員会から、学校教育において、障害のある子どもが、障がいのない子どもと共に様々な活動を行っているとの答弁がありました。確かに運動会などで障害のある子どもが最後まで必死に走っていたり、車いすの子どもを同級生が押していたりといった場面が見受けられます。でも、どうでしょうか、それを見ている子どもたちに抱かせる感情は、「大変そうだけど、頑張っている」とか、「障害を持っている子にはお手伝いしてあげないと」といったものではないでしょうか。今回、ユニバーサルリレーを小中学校の体育に取り入れられないかと提案したのは、子どもたちが何の先入観も持たず、純粋な気持ちで、障害者と向き合うことが出来ないかと考えたからです。例えば、障がいのない子どもも、車いすに乗ったり、目隠しをしたりするなどして、障害のある子どもと同様の条件で競技に参加すれば、子どもたちの抱く感情は、少し違ったものになるのではないかと思います。パラリンピックを見ていて、どんな障害があったとしても、人間の可能性は計り知れないことをあらためて感じさせて頂きました。また、パラリンピックを観る子どもたちから出てくる発想や感情に触れるにつけ、市長が述べられたような「障がいの有無や様々な違いに捉われず、一人ひとりの個性が輝く社会」の実現のために、本市のインクルーシブ教育や障害理解教育のヒントになったり、向上につながるものがたくさんあったのではないかと強く感じました。是非、今回の提案を踏まえ、子どもたちの純粋な感情や感性が磨かれるインクルーシブ教育や障害理解教育のあり方について、議論、検討して頂きたいと要望しておきます。